

有害物質貯蔵指定施設

以下の28物質を含む液状の物を貯蔵する指定施設です。

(水質汚濁防止法施行令第4条の4)

1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機リン化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒ひ素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二—ジクロロエタン
14	一・一—ジクロロエチレン
15	一・二—ジクロロエチレン
16	一・一・一—トリクロロエタン
17	一・一・二—トリクロロエタン
18	一・三—ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
20	二—クロロ—四・六—ピス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)
21	S—四—クロロベンジル=N・N—ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふつ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四—ジオキサン